

東浦町の地域公共交通崩壊を食い止めるための緊急アピール

東浦町地域公共交通会議は、地域の公共交通を守り、地域全体の「おでかけ」の足を確保するため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及び「道路運送法」に基づく協議会として東浦町が設置しているものであり、住民代表、公共交通事業者、関係行政など、地域公共交通の様々な関係者が委員として参加しています。

本協議会では、買い物や通院、通学の足の確保はもとより、広く住民や来訪者の方々に公共交通を使っていただけるよう様々な取組みを検討し、実施してまいりました。

こうした中、今般の新型コロナウイルス感染症の影響は公共交通にも非常に大きなダメージを与えています。町運行バス「う・ら・ら」では利用者が昨年同月比で最大 61%の減となっており、鉄道、路線バス、タクシーも大幅に利用者が減となっています。このままでは、地域の公共交通を支えていただいている交通事業者の事業継続も危ぶまれる状況であり、そうなれば住民の生活にも大きな支障が生じます。

各公共交通機関では、三密を防ぐために、換気、消毒等様々な取組みを行っていただいています。本協議会としても、こうした各公共交通機関の感染防止策の取組みを住民の皆さんに知っていただく等、公共交通を守り利用促進に向けた必要な取組みを実施してまいります。

地域の皆さん及び来訪者の方々には、日常生活における重要なインフラでもある公共交通の大切さをご理解いただき、感染防止に留意したうえで、鉄道、バス、タクシー等の公共交通を積極的に利用していただくようお願いします。

また、国土交通省及び愛知県に対しましては、こうした地域の窮状をご理解いただき、持続可能な公共交通の維持確保のために必要な支援を速やかに実施していただきたく、緊急アピールを宣言いたします。

令和 2 年 7 月 日

東浦町地域公共交通会議

会長 神谷 明彦